**タクシーの営業区域外旅客運送「なにわモデル」について**

資料４

**■「なにわモデル」について**

**◇目的**

2025年大阪・関西万博開催期間中のタクシー需要急増に備えた供給力確保

**◇内容**

タクシーの運行は、道路運送法において所定の営業区域内（大阪府内7区域）に限定されているところ、期間限定で当該要件を緩和し、営業区域外旅客運送を可能とするもの。

**■大阪タクシー協会としての考え方**

❖万博開催期間中に増加が見込まれるタクシー需要に府全体で対応していく体制の

構築が必要。

❖一方、**各地域のタクシーが特定の交通圏に大量流入する事態は避けねばならない**。

　 常時「なにわモデル」を発動するのではなく、

⇒　区域外運行の必要台数等については、**需給状況を随時確認しながら、適宜判断**

⇒　**地域の声に耳を傾けながら、必要に応じて見直しを行う**

※必要に応じ、タクシーの区域外運行を実施

**■本協議会における協議事項**

　(1) 「なにわモデル」実施に係る営業区域外旅客運送の必要性

　万博開催期間中に増加が見込まれるタクシー需要に、府全体で対応していく体制の構築が必要。そこで、府内の余裕台数を不足地域に配車することで、万博期間中の需要増に対応する。

　(2) 対象となる地域

大阪府下全域（大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南交通圏、河南Ｂ交通圏、泉州交通圏、豊能郡）

　(3) 実施事業者

大阪府内で一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者

（ハイヤー限定事業者、福祉限定事業者を除く）

　(4) 運送期間

協議が調った日から２０２５年１０月末日まで

ただし、実際に運行する期間、運行台数等については、需給状況等を随時確認しながら決定する。

　(5) その他必要な事項

アプリ配車による事前確定運賃での実施とする。

適用する事前確定運賃算定に用いる係数は、大阪市域交通圏の係数を用いることとする。

※事前確定運賃算定に用いる係数とは、配車アプリを利用した事前確定運賃において、距離制運賃に乗じる係数。